

相 続 財 産 目 録 （ 不 動 産 の 明 細 ）

被相続人		死亡年月日	
最後の住所		評価の基準日	
作成日		作成者	

不動産の明細（登記事項証明書・名寄帳・固定資産評価証明書から転記）

[illegible]

住居表示（郵便が届く住所）と登記の地番・家屋番号は一致しないことが多いため、必ず登記事項証明書のとおりに書き写します。私道・共有持分・未登記建物は登記事項証明書だけでは拾えないため、市区町村の名寄帳と現地で確認します。区分建物は「一棟の建物」「専有部分」「敷地権」の3つをそろえます。

確認の記録（名寄帳の取得市区町村・未登記の有無など）